

## 食品衛生トピックス 《2013/07/23》

### ○オランダ産子牛の蹄の措置について

検疫所の輸入時検査において、オランダとの間で合意された対日輸出プログラムの対象となっていないオランダ産の子牛の蹄が確認された。

当該貨物については、輸入条件に適合しないことから、食品衛生法第9条第2項違反として、輸入を認めない措置が講じられた。

#### 《 経 緯 》

検疫所の現場検査において、オランダとの間で合意された対日輸出プログラムの対象に含まれない、子牛の蹄(特定危険部位ではない。)が確認された。

現場検査日:7月18日

検疫所:東京

出荷施設:T.BOER EN ZONEN B.V.(NL939EG)

輸入者:〇〇〇 CO.,LTD. (東京都)

部位:蹄

箱数・重量:32箱・349kg

(注)対日輸出プログラムの対象

12か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(頬肉、胸腺、舌、肝臓、腎臓、心臓及び尾)

(注)当該貨物は全量保管中。

## 《 対応状況 》

当該貨物については、オランダとの間で合意された対日輸出プログラムの対象となっておらず、輸入条件に適合しないことから、食品衛生法第9条第2項違反（衛生証明書又はその写しの添付義務違反）として、我が国への輸入を認めない措置が講じられた。

なお、当該違反事例についての原因究明、改善措置及び防止措置が実施されていることがオランダ政府からの報告で確認されて、当該製造施設からの貨物の輸入停止措置は行われていない。